

実践女子大学・実践女子大学短期大学部における 公的研究費等の管理及び使用に関する行動規範

平成 27 年 5 月 20 日 常任理事会制定

実践女子大学・実践女子大学短期大学部（以下「本学」という。）は、研究活動の公正性、倫理性及び信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な責務を果たすため、公的研究資金、私学助成金及び研究寄付金等を財源として研究活動に使用する資金（以下「公的研究費等」という。）の管理及び使用に関する行動規範を、次のとおり定める。

本学において研究活動を行う全ての者及び研究活動の支援、公的研究費等の執行・管理等に携わる者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費等が高度の公共性を有する資金であることを認識し、公正に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の管理及び使用にあたり、関係する法令・通知及び本学が定める規則を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 公的研究費等の管理に携わる事務職員等は、研究活動の特性を理解し、適正に事務処理を行わなければならない。
5. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携の下で、公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費等の使用にあたり、特定の取引先との関係において、社会からの疑惑や不信を招くことが無いよう行動しなければならない。
7. 研究者等は、公的研究費等の取り扱いに関する研修や法令遵守に関する教育に積極的に参加し、関係法令等の知識習得および本学が定める規則の理解に努めなければならない。